

228

様式44

令和4年7月29日

三重県知事 一見勝之 殿

医療法人住所 四日市市桜町554番地の3
 医療法人の名称 医療法人 山田内科外科
 理事長 山田 素久
 電話 (059) 326-2066

決 算 届

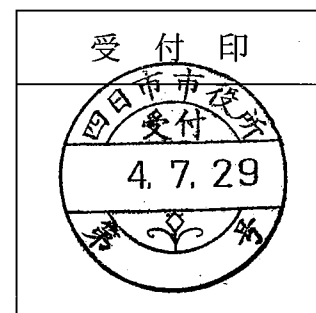
令和3年5月1日から令和4年4月30日までの決算を終了したので、医療法第52条第1項の規定により届出します。

[添付書類]

1. 事業報告書
2. 財産目録
3. 貸借対照表
4. 損益計算書
5. 監事の監査報告書

[備考]

提出に当たっては、正本、副本（各1部）を提出してください。（医療法施行規則第33条の2第1項）



〔別 紙〕

様式 1

事 業 報 告 書

(自 令和 3 年 5 月 1 日 至 令和 4 年 4 月 3 0 日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 山田内科外科
- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
- ② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
- 出資額限度法人 その他
- ③ 基金制度採用 基金制度不採用

(2) 事務所の所在地 三重県四日市市桜町 5 5 4 番地の 3

(3) 設立認可年月日 平成 4 年 1 1 月 1 9 日

(4) 設立登記年月日 平成 4 年 1 2 月 2 日

2 事業の概要

(1) 本来業務 (開設する診療所の業務)

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
診療所	医療法人 山田内科外科	三重県四日市市桜町 5 5 4 番地の 3	一般病床 床

様式 2

法人名 医療法人 山田内科外科

※医療法人整理番号

所在地 三重県四日市市桜町 5 5 4 番地の 3

財 産 目 録
(令和 4 年 4 月 3 0 日現在)

1. 資 産 額	22,613 千円
2. 負 債 額	11,007 千円
3. 純 資 産 額	11,606 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	14,289
B 固 定 資 産	8,324
C 資 産 合 計 (A+B)	22,613
D 負 債 合 計	11,007
E 純 資 産 (C-D)	11,606

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

建 物 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

様式 3 - 2

法人名 医療法人 山田内科外科

※医療法人整理番号

所在地 三重県四日市市桜町 5 5 4 番地の 3

貸 借 対 照 表

(令和 4年 4月 30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	14,289	I 流動負債	3,002
II 固定資産	8,324	II 固定負債	8,005
1 有形固定資産	3,332	負債合計	11,007
2 無形固定資産	50	純資産の部	
3 その他の資産	4,942	科 目	金 額
		I 出 資 金	10,000
		II 積 立 金	1,606
		繰越利益積立金	1,606
		純資産合計	11,606
資産合計	22,613	負債・純資産合計	22,613

(注) 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

様式 4 - 2

法人名 医療法人 山田内科外科

※医療法人整理番号

所在地 三重県四日市市桜町 5 5 4 番地の 3

損 益 計 算 書
(自 令和 3年 5月 1日 至 令和 4年 4月 30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	56,660
2 事業費用	57,476
本来業務事業損失	△ 816
事業損失	△ 816
II 事業外収益	62
III 事業外費用	35
経常損失	△ 789
IV 特別利益	0
V 特別損失	0
税引前当期純損失	△ 789
法人税等	72
当期純損失	△ 861

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 山田内科外科
理事長 山田 素久 殿

私は、医療法人 山田内科外科の令和3会計年度(令和3年5月1日から令和4年4月30日まで)の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款(寄附行為)に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款(寄附行為)に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款(寄附行為)に違反する重大な事実は認められません。

令和4年 7 月 29 日
医療法人 山田内科外科
監事 山田 素也